

京都議定書の早期発効と地球温暖化防止対策に関する意見書

地球温暖化は予想を超える速度で進行しており、地球規模で温室効果ガス削減対策を進めることにより、地球温暖化を防止し、地球規模と将来世代の安全を確保することは、私たち現代世代の責務であります。

京都議定書は、10年に及び国際社会の温暖化防止に向けた取り組みの尊い結実であり、これを2002年に発効させるためには、議定書からの離脱を表明した米国を粘り強く説得するとともに、日本政府としてしかるべき時期に批准することが求められております。あわせて、我が国においては、温室効果ガスの6%削減を可能にするCO2規制、クリーンエネルギーの開発及び省エネルギー対策、さらにそれらを後押しする税財政上の措置を確立することが不可欠であり、特に環境負荷の小さい自然エネルギーの開発を促進するための法制度の整備を早急に行うべきであります。

よって、政府及び国会におかれては、京都議定書の早期批准と国内の地球温暖化防止対策を強力に推進するとともに、京都議定書の一刻も早い発効のため最大限の努力をされるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成13年9月21日

(提出先)内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長